

令和 7 年 1 月 31 日  
航空局安全部安全政策課

## 航空機の運航に係る手続きのオンラインサービスを開始 ～航空法第 79 条、第 81 条及び第 89 条の許可等の手続きをオンライン化します～

航空局では航空機運航情報処理システム（AOPS）を令和 7 年 2 月 3 日から運用開始し、航空法第 79 条、第 81 条及び第 89 条の許可等の手続きをオンライン化します。

航空機による空港等以外の場所での離着陸（航空法第 79 条）や最低安全高度以下での飛行（航空法第 81 条）を行うための許可及び物件投下（航空法第 89 条）の届出に係る許可等の手続きはメール又は郵送により実施していましたが、これらの手続きをオンラインで行う航空機運航情報処理システム（AOPS：Aircraft Operations information Processing System）を令和 7 年 2 月 3 日から運用開始します。

これにより、オンライン上での申請書の作成・提出や電子許可書の発行が可能となるほか、申請内容の入力簡素化、入力ミスの自動チェック、過去の申請データを利用した再申請や変更申請等により申請者負担が大幅に軽減されます。

「航空機運航情報処理システム」 ※ 2 月 3 日 11:00 から以下リンク先で運用開始  
→ <https://www.aops.mlit.go.jp/aops/top>

サービスの概要については、別紙をご覧ください。

### <問合せ先>

航空局 安全政策課 伊藤、俵積田、川内

TEL：03-5253-8111（内線 50133、50135、50245）、03-5253-8734（直通）

Mail：hqt-aopsinfo■ki.mlit.go.jp

（メール送信の際は「■」を「@」（半角）に置き換えてください）

# 航空機の運航に係る手続きのオンラインサービスを開始

航空局では、空港等以外の場所での離着陸（航空法第79条）や最低安全高度以下での飛行（航空法第81条）を行うための許可及び物件投下（航空法第89条）の届出にかかる制度のオンライン申請サービスを開始します。

## 従来の申請方法

申請書類の送付



許可書用受理用の封筒の準備



同じ申請を再度行う時にその都度申請書類の作成が必要



申請書類の誤記等がないかを申請者及び当局が確認



## オンラインサービスでできること

オンライン上で申請書の提出が可能



電子許可書の受理が可能



過去の申請内容を利用した再申請・変更申請が可能



自動チェック機能により入力ミスの有無を確認



AOPSのURLにアクセス！ 2/3 11:00~  
<https://www.aops.mlit.go.jp/aops/top>